

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、在宅での生活が困難な低所得の認知症高齢者の入居事例が増加していることから、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
 - 1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
 - 2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、都市自治体の財政や事務の負担が増大していることから、国の責任において確実な軽減措置を講じること。
 - 3) 介護用品支援事業について、継続して地域支援事業の対象とすること。

5. 制度改正について

- (1) 制度改正に当たっては、利用者の自立支援等の観点や都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を拡充すること。
- (3) 在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅について、その所在自治体の負担が増大しないよう、住所地特例を適用すること。
- (4) 軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、拙速な検討は避け、慎重を期すること。
- (5) 事業所が適切なサービス提供を実施するよう、都市自治体が行う指導について、課題を整理したうえで、実効性を確保させるための検討を行うこと。

6. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。
特に、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実

施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ＩＣＴ化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護支援専門員を含む介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (4) 介護福祉士の国家試験について、現行制度を十分に検証し、志願者に過度の負担とならないよう、実態に即した見直しを行うこと。

- (5) 介護療養病床・医療療養病床から介護医療院への転換について、経過措置期間内に円滑に転換できるよう、引き続き都市自治体や医療機関の意見を尊重し、財政支援等の必要な支援策を講じること。

- (6) 小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、所要の措置を講じること。

7. 保険料の徴収について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 保険料特別徴収について、老齢厚生年金を対象として追加すること。

8. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。
- (4) 介護保険事業計画期間中の報酬改定による都市自治体の財源不足については、国による財政措置を講じること。

9. 要介護認定について

要介護認定に係る事務の効率化・標準化を図るため、A I 活用の制度化について、国において研究を推進すること。

10. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における保険料の減免や利用料の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

11. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。